

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 予防関係業務の対応について

(令和3年5月20日現在)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく警戒度(市町村別警戒度)、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に応じて、以下のとおりに対応します。

なお、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」の見直しや、まん延防止等重点措置、緊急事態措置の措置内容により、対応を変更する場合があります。

1【立入検査について】

- (1) 警戒度 1、2 : 感染対策を講じたうえで実施します。
- (2) 警戒度 3 : 重大な消防法令違反対象物以外は中止します。
- (3) 警戒度 4 : 全面的に中止します。
- (4) まん延防止等重点措置 : //
- (5) 緊急事態措置 : //

2【消防訓練について】

原則として、消防計画に基づき実施する必要がありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止措置等のため、通常の消防訓練が実施できない場合は、規模を縮小しての実施又は事業所の判断により実施時期を延長して差し支えありません。

なお、消防訓練指導に係る職員の出向については、次のとおりです。

- (1) 警戒度 1、2 : 感染対策を講じたうえで出向します。
- (2) 警戒度 3 : 高齢者の入所する施設等への出向は中止します。
- (3) 警戒度 4 : 全面的に中止します。
- (4) まん延防止等重点措置 : //
- (5) 緊急事態措置 : //

3【予防関係届出書類の郵送による受付について】

- (1) 警戒度 1～3 : 消防用設備点検結果報告書のみ郵送可です。
- (2) 警戒度 4 : 手数料の発生する書類(危険物施設許可申請書等)以外は郵送可です。
- (3) まん延防止等重点措置 : //
- (4) 緊急事態措置 : //

4【届出書類の提出期限の延長について】

- (1) 警戒度 1～4 : なし
- (2) まん延防止等重点措置 : なし
- (3) 緊急事態措置 : 届出期限が緊急事態措置期間等に含まれる場合は、延長できます。

5【地下貯蔵タンクの定期点検（気密）について】

- (1) 警戒度 1～3 : 通常通り実施してください。
- (2) 警戒度 4 : 必要事項を履行し、その記録を保存した場合は定期点検（気密）を実施したものとします。
- (3) まん延防止等重点措置 : "
- (4) 緊急事態措置 : "

6【防火（防災）管理者資格取得講習について】

講習の開催が中止又は延期された場合は、講習再開後速やかに受講してください。

なお、講習の開催等の状況については、一般財団法人日本防火・防災協会ホームページ（https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html）にてご確認ください。

問い合わせ先
渋川広域消防本部
予防課 0279-25-4193